

大阪医科大学医師会 学会等助成取扱要領

（目的）

1. 大阪医科大学医師会（以下「医師会」という）の活動の大きな柱である医学研究支援の一環として、学会等に助成し、会員の学会活動が活発化することを目的とする。

（対象）

2. 次の条件を満たすものを対象とする。

- 大阪医科大学の教室または研究者グループが主催し、かつ当医師会員が会長(または会頭)を務めるもの。
- 原則国際規模または全国規模のもの。
- 公募翌年度の4月1日から3月31日に開催されるもの。

（助成内容）

3. 助成件数は、当該年度(4月1日～3月31日)あたり原則5件以内とする。但し、各教室1件とする。

4. 助成金額は、1件あたり100,000円を上限とする。

（公募方法）

5. 公募は年1回行い、医師会ホームページ(<https://www.osaka-med.ac.jp/deps/omcda/>)で案内する。

6. 医師会ホームページより申請書(様式1)をダウンロードし、必要事項を入力後印刷し、捺印の上書面で受付ける。FAX、メールでの受け付けは行わない。

（選考方法）

7. 医師会編集委員会に選考委員会（以下「委員会」という）を置き、委員会を11月上旬に開催して選考を行い、評議員会の審議を経て決定する。

8. 選考結果は、決定後医師会事務局から各応募者に通知する。

（贈呈方法）

9. 応募翌年度の医師会総会で贈呈式を行い、助成金を5月下旬に応募者指定の口座に振り込むものとする。

（報告書等の提出）

10. 助成を受給したものは次のことを行わなければならない。

- 開催概要に、協賛として医師会名を明記すること。
- 実施報告書(様式2)を、学会等終了後1ヶ月以内に委員会宛に提出すること。
- 医師会報に掲載する原稿を、学会等終了後1ヶ月以内に委員会宛に提出すること。

（改廃）

11. この要領の改廃は、委員会の議を経て、評議員会の承認をもって行うものとする。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成 22 年 5 月 6 日から施行する。

附則

この改正は、令和 2 年 11 月 9 日から施行する。